

相楽東部広域連合立学校給食センター等に係る運営委員会規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立学校給食センター及び笠置小学校給食室に係る運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(運営委員会の名称)

第 2 条 運営委員会の名称は、次のとおりとする。

施設の名称	運営委員会の名称
和束町学校給食センター	和束町学校給食センター運営委員会
南山城村学校給食センター	南山城村学校給食センター運営委員会
笠置小学校給食室	笠置小学校給食運営委員会

(所掌事務)

第 3 条 運営委員会は、前条に掲げる施設（以下「給食センター等」という。）において実施する学校給食に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食の運営及び調査研究に関すること。
- (2) 学校給食の会計に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) その他運営上必要なこと。

(組織)

第 4 条 各運営委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 関係小中学校の校長
- (2) 関係小中学校の給食主任
- (3) 関係小中学校の保護者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係機関の代表者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱された要件を欠いたときは、解職又は解任することができる。

(役員)

第6条 各運営委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録)

第8条 会議録は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時、場所及び出席者の氏名

(2) 議題及び議事の概要

(3) その他会長が必要と認める事項

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、各給食センター等において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。